

令和6年度 共同生活援助事業（介護サービス包括型）
グループホーム「ラルクホーム」事業計画

1 概要

- ・事業所の名称及び定員 ラルクホーム（共同生活住居3か所）
定員7名【現在員6名（令和6年3月1日現在）】
（現行の定員12名（共同生活住居5か所）について共同生活住居2か所（C棟）を廃し、B棟に集約し定員7名とします。）
- ・事業所の所在地 名古屋市天白区高島2丁目701番地
- ・事業の目的 地域で家庭的な雰囲気の下、自立した地域生活を送れるよう支援します。
- ・事業所開設年月日 平成13年5月1日
- ・障害者支援施設福寿荘によるバックアップ体制
- ・共同生活住居3か所の名称、所在地
名古屋市天白区高島2丁目701番地 オデッセイ島田
B棟 共同住居3か所 定員7名（住居名）みかーさ、れいーる、ふるーる

2 運営方針・重点事項

- ・利用者の権利擁護に努め、地域において自立した生活をおくれるよう日常生活上の各種支援を適切に実施
- ・利用者の障害程度の重度化や高齢化に対応し、適切な支援を実施
- ・利用者の権利擁護に努め意思を尊重し、虐待の防止及び身体拘束適正化を推進
- ・新型コロナウイルス感染症はじめ感染防止対策に引き続き努め、健康的な生活を送れるよう支援
- ・火災予防、大規模地震など防災対策に取り組み、ご利用者が安心安全に生活できるよう支援
- ・関係機関、家族等と密接な連携のもとで支援に努めるとともに地域との交流を深める。
- ・定員の変更理由
ラルクホーム開設20年余を経て、近年、開設時から利用しているご利用者の加齢等により健康状態（身体面及び精神面）、生活面の変化からご利用者への支援状況が利用開始時と大きく変化しており、継続した利用が困難な事例が発生しており、在籍人数は6名（令和6年3月現在）となり空き室（共同生活住居）が生じています。効率的な運営のため定員の変更（定員12名→7名）を実施します。
- ・今年度の検討
また、ラルクホームは20数年前のグループホーム事業所が数少なかった当時に福寿荘からの移行利用を目的に開設しており、これまで運営に際しては福寿荘職員が兼務し、福寿荘との一体的な運営を行ってきました。

しかしながら、20余年経て当時から利用している現ホームご利用者においては高齢化など一部のご利用者にとって当グループホームでの継続した生活が困難になっていること、さらには、今後のご利用者の重度の障害支援程度区分への変更に伴い、住居に消防設備基準によるスプリンクラー設備が必要となる場合には全員が現住居での利用が不可となる等の課題があります。

以上のラルクホームの喫緊の課題への対応、また、ラルクホーム開設以降に障害者総合支援法として法改正され、この間、設置基準など国制度が変更されてきたのに伴い、ラルクホームの開設時と比べ、新たに個室など住環境も良好なグループホーム事業所が近隣にも数多く設置運営されているなど外部環境も大きく変化したなかで、20余年前の当時のラルクホーム設置の一定の目的は達せられたと考え、今年度は利用者、保護者の意向を尊重し、ご利用者が安心して今後の生活を送れることを第一に考えて、関係機関と十分に連携をとり、ご利用者の状況を踏まえて、他のグループホーム事業所の利用などにより引き続き地域での生活をできるよう進めて参ります。

3 各種支援

(1) 日常生活支援

・自立した生活 地域において自立生活を送るうえで必要となる支援を行います。また、生活を送る上で必要な入浴・排せつ等の身辺処理の助言、介助を行います。

・健康管理 医療機関及び福寿荘と連携のもとに通院、健康診断（年1回）、服薬等の支援を実施する。とりわけ、集団生活の場であることから、新型コロナウイルス感染症について利用者の理解のもとに感染防止を実施し、その他の感染症予防に利用者が自ら取り組むなど健康管理に関する支援を行ないます。

日々の生活において、手洗い、消毒、掃除の徹底、各種ワクチン接種の促進などに取り組めます。

(2) 権利の擁護

・意思の尊重 利用者が適切な支援を得るために、自己の意思によることができるよう利用者と世話人の関係の構築に努めると共に、常日頃より生活の質の向上を目指し意思決定の際には支援します。

・虐待の防止及び身体拘束適正化の推進

「虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会」（福寿荘と合同）による推進。

(3) 充実した余暇支援

・利用者個々にあった余暇活動の充実。

・各種行事の提供

花見（4月）、七夕（7月）、夏祭り、川遊び・花火大会見学（8月）

運動会（10月）、クリスマス会（12月）、初詣（1月）、豆まき（2月）

（毎月 保護者会、年1回 旅行）

※実施にあたり新型コロナウイルスなどの感染状況を踏まえ、行事は適時変更など検討していく。

（4）日中活動支援

- ・日中活動の場の確保 利用者の意思を尊重し、常に関係機関と連携をとり安定した日中活動の場の確保に努めます。

（5）金銭管理支援

- ・財産管理等の日常生活に必要な管理を行います。

4 家族、地域住民との交流・連携

5 火災予防、災害対策

- ・緊急時や災害時に必要となる対処方法等の援助をしつつ、バックアップ施設や近隣事業所との連携に努め、安全で安心した生活が送れるよう支援
- ・防火防災訓練（9・2月）
- ・大規模災害発生時に備えた「自然災害発生時における業務継続計画」による福寿荘と連携のもと安定した事業運営を確保
- ・障害支援程度区分の重度化（区分4以上）に伴う消防設備基準によるスプリンクラー設備義務への対応（重度者が8割以上の場合の義務）